



Title	取消不能信用状と取消可能信用状に関する一考察 -新信用状統一規則の制定によせて-
Author(s)	福島, 昌則
Citation	経営と経済, 73(3), pp.75-101; 1993
Issue Date	1993-12-24
URL	http://hdl.handle.net/10069/28869
Right	

This document is downloaded at: 2019-02-17T06:13:31Z

取消不能信用状と取消可能信用状 に関する一考察

— 新信用状統一規則の制定によせて —

福 島 昌 則

目 次

はじめに

第1節 荷為替信用状

第2節 取消不能信用状

第3節 取消可能信用状

第4節 信用状統一規則での信用状の形式に関する規定推移

第5節 新信用状統一規則での信用状の形式に関する改訂事項

おわりに

はじめに

信用状統一規則が、10年ぶりに改訂された。パリに本部を有する、国際商業会議所が、1993年4月23日に開催した、常任理事会において採択した、1993年信用状統一規則がこれである。

わが国においては、全国銀行協会連合会が、この新規則の採択を決め、1994年1月1日発効の予定とのことである。

新信用状統一規則の名称は、次のとおりである。

“Uniform Customs and Practice for Documentary Credits(1993 Revision,

International Chamber of Commerce, Paris, France, Publitation No. 500) ”
「荷為替信用状に関する統一規則および慣例 ICC 公刊第500号」と訳される
が、英語では UCP No.500, 日本語では、1993年信用状統一規則と略称され
る。

なお、改訂回数の観点からは、今回の改訂は、第5次改訂となる。ちなみ
に、改訂の推移は、次のとおりである。

信用状統一規則

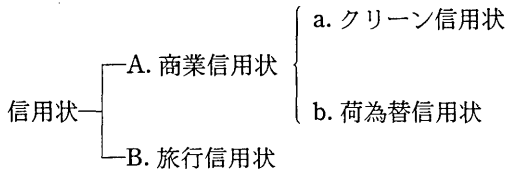
創設	1933年
第1次改訂	1951年
第2次改訂	1962年
第3次改訂	1974年
第4次改訂	1983年
第5次改訂	1993年

本稿においては、信用状の形式に関する、信用状統一規則の、一部文言の
修正点に着目し、取消不能信用状と取消可能信用状について、考察すること
とする。

第1節 荷為替信用状 (Documentary Credits)

最近、社会主義市場経済化を進めつつある中国が、過熱気味のインフレを
警戒し、金融引締策に転じたため、日本からの輸入契約履行のための信用状
発行がおくれ、このため、日本の輸出業者が、船積できず、困っているとの
新聞報道がなされていた。

この報道にいう信用状が、荷為替信用状である。信用状と呼ばれるもの
なかでの、荷為替信用状の位置づけを図示すれば、次のようになる。



信用状として、最初に用いられたのは、旅行信用状 (Traveller's letter of credit) であったといわれている。古くは11世紀頃から使用され、旅行者が現金携帯の不便とリスクを避けるため、銀行に資金を預託し、銀行は旅行者に対し、書状を交付した。旅行者は、旅行先の銀行にこの書状を呈示し、為替手形を振出し、または、受領書と引換えに資金を受取るという仕組みで、その書状を旅行信用状と称した。

この方式は、豪商の商品買付にも利用された。即ち豪商が、自己の買付人に書状を持たせ、隔地の買付先に派遣し、派遣先の商人宅で資金を入手し、物資の買付にあたるというケースである。19世紀初めまで、この形式の信用状が多く用いられていた。

その後、いわゆる商業信用状としての荷為替信用状が、登場することとなる。この場合の信用状を端的に要約すれば、次の表現となろう。

「信用状とは、ある者に対して、金銭の支払をする必要のある者の信用を、銀行の信用によって補強する手段の一つである。⁽¹⁾」

商品貿易を想定してみよう。

買主は、自己の取引銀行に、信用状の開設を依頼する。信用状の開設は、銀行にとって、与信行為にはかならない。当然、買主の信用状態、支払能力などを審査し、不安がない場合にのみ、信用状を開設する。信用状の宛先は、売主であり、この場合、受益者と呼ばれる。信用状面には、金額、有効期限、為替手形、船積書類など、詳細な条件が、記載される。信用状条件が、完全に満たされれば、買主の取引銀行は、信用状発行銀行として、手形金額を、確実に支払いますという、支払確約文言が、この書状の末尾に記載されるこ

とになっている。この信用状を入手した売主は、銀行が支払を確認しているということで、手形不渡りというリスクを免れ、安心して、商品の船積をなすことができる。

この場合の信用状が、いわゆる商業信用状である。

さらに、この信用状は、荷為替信用状と呼ばれている。

荷為替信用状 (Documentary Credit) とは、何かという問題にはいる前に、荷為替手形 (Documentary Bill) について説明しておく。

荷為替手形とは、荷付為替手形の略称である。荷物が付いている為替手形、すなわちこれである。この場合の荷物とは何か？これは、取引される貨物、すなわち商品にほかならない。貨物は、船積されると、船会社は、船荷証券を発行する。船荷証券は、貨物を化体した有価証券であり、貨物そのものとみなされる重要書類である。この船荷証券を主体として、保険証券、商業送り状、重量容積証明書、包送明細書などの必要書類を、為替手形に添えた状態を、荷為替手形と称している。遠隔地間の貿易決済手段として、この荷為替手形は、有効に機能していた。為替手形が支払われて、それと引換えに、船積書類を手形支払人に引渡すということで、手形振出人である売主は、やゝ安心できるという、メリットを得る仕組み、これが荷為替手形である。

この荷為替手形と信用状が、合体したものが、荷為替信用状にほかならない。

荷為替手形の利用で、やゝ安心感を得た売主としては、さらなる安心感を希求する。為替手形の支払人が、確実に支払ってくれること、これである。一流銀行が、為替手形の支払人となり、支払確約をするという仕組みが、待望されたと理解されたい。

荷為替信用状の出現で、売主の希求が満たされ、貿易取引の伸展に、多大な貢献をなしたことは、容易に理解されよう。

荷為替信用状の意義として、次のように云われている。

貿易取引で用いられる信用状は、その取引についての、代金決済を円滑に

するため、輸入者の依頼によって、輸入者側の銀行が開設し、それに記載された、一定条件にしたがって、その開設銀行または輸入者宛に振出す、一定金額の手形の引受 (Acceptance)、支払 (Payment) を確約する証書 (Instrument) である。⁽²⁾

荷為替信用状の機能についての、一般的理解は、次のとおりである。

遠隔地にある売主・買主の間におこる問題として、

1. 売主からみて、買主の代金支払能力が十分には、わからない。
2. 代金後払いの場合は、買主の代金不払の危険、または支払いまでの売主金融負担、代金前払いの場合は、売主の契約不履行というリスク、もしくは金融上の負担が、買主にかかってくる。

がある。これらの問題を解決するという機能を、荷為替信用状は備えている。⁽³⁾

このすぐれた機能を発揮する荷為替信用状の当事者について、列挙し、その役割について説明のこととする。これらの当事者が、信義誠実の原則にしたがい、それぞれの業務を、遂行することにより、貿易取引は、支障なく行われ、世界貿易の伸展に、寄与している。以下の信用状の語は、荷為替信用状である。

(1) 発行依頼人 (Applicant)

通常、買主が、取引銀行に、信用状開設を依頼する。買主は、Buyer, Accredited Buyer (信用を供与された買主), Importer, Consignee 等と呼ばれる。発行依頼人としては、Opener, Applicant, Accountee, Principal, ときには、Holder (旅行信用状の場合、発行依頼人は、信用状を携行する) とか、Grantee とか呼ばれる。

(2) 受益者 (Beneficiary)

信用状を与えられるのは、通常、売主であり、信用状条項にしたがい、荷為替手形を振出し、支払いを請求できる者をいう。これを、受益者 (Beneficiary)、信用受領者 (Accreditee)、使用者 (User)、名宛人

(Addressee) と呼ぶ。

(3) 発行銀行 (Issuing Bank, Opening Bank)

信用状を発行する銀行で、通常、買主の取引銀行が、この立場にたつ。買主は取引銀行のうち、国際的に信用があり信用状取引に習熟し、経験・知識ともに豊かな銀行に、発行依頼を行なう。ときには、売主から、買主に対し、発行銀行を指定してくることもある。発行銀行を、発行者 (Issuer or Giver)、信用受与銀行 (Credit Writing Bank or Grantor) 等とも呼ぶ。

(4) 通知銀行 (Advising Bank)

信用状発行銀行が、受益者に対し、直接通知するのではなく、受益者所在地の、コルレス銀行、あるいは、自行の本支店を通じて、通知する場合、その通知を依頼された銀行を、通知銀行、もしくは、取次銀行 (Notifying Bank, Transmitting Bank) という。この通知銀行は、通知の事実のみによっては、なんらの債務を、負うものではない。

(5) 確認銀行 (Confirming Bank)

発行銀行の信用を、補強するために、発行銀行の依頼を受けて、その信用状に、他の信用力十分な銀行が、為替手形の引受け、支払いを行なう旨の、確約を加えることを、信用状を確認するといひ、この確認を加える銀行を、確認銀行という。国際的に、信用の厚い銀行、あるいは、受益者所在地の、有力銀行が、確認を加えることが多い。確認銀行は、自行の責任において、引受け・支払い・買取りを確認するものであり、確認銀行の債務は、発行銀行の債務を、保証するものではない。

(6) 手形買取銀行 (Negotiating Bank)

売主たる受益者は、信用状に基づいて、船積みをし、信用状記載の為替手形・船積書類を、信用状とともに、取引銀行に提出して、その手形の割引を依頼する。このような手形を割引く銀行を、手形割引銀行、または、買取銀行という。とくに、信用状に、買取銀行を、規制していな

ければ、売主の取引銀行なら、どこでもよい。ただし、わが国では、外国為替取扱公認銀行でなければならない。また、日本の慣習では、手形割引行為を、国内取引にあつては、「割引」といい、外国為替手形の場合は、「買取」と呼ぶのが、通例である。

(7) 支払銀行 (Paying Bank)

信用状発行銀行の取引銀行で、発行銀行から、当該信用状の、受益者振出しの、為替手形を支払うよう、指図を受けている銀行を、支払銀行という。受益者所在国の通貨が、決済通貨となっている場合に、通知銀行が、支払銀行とされることが多く、また、種々の事由により、支払銀行が、指定されることがある。また、必ずしも、受益者所在国の銀行とはかぎらない。その支払いは、発行銀行の委託、もしくは、指図によって、行なわれるもので、銀行が、任意に割引いた場合とは異なる。

(8) 手形引受銀行 (Accepting Bank)

信用状発行銀行が、受益者振出しの、為替手形の引受人とはならないで、ロンドン、ニューヨーク等にある取引銀行、あるいは、通知銀行が手形の引受人となる場合がある。このような引受人を、引受銀行という、日本からフィリピンへの輸出の場合、フィリピンの信用状発行銀行は、ニューヨークにある取引銀行を、その手形の引受人とするのがその例で、決済通貨が米ドルということから、決済上便宜である。このことは、支払銀行の場合でも、同様である。

(9) 補償銀行 (Reimbursing Bank)

信用状発行銀行が、ニューヨーク、ロンドン所在の取引銀行に対し、買取銀行からの、求償に応ずるよう、依頼した場合、その依頼された銀行を、補償銀行という。為替手形の支払人、引受人と、同一になる場合もあるが、そうではない場合もある。

(10) 譲受人 (Transferee)

信用状が、譲渡可能である場合、第一の受益者より、信用状の譲渡を

受けた者を、信用状の譲受人という。第一の受益者は、譲渡人であり、譲受人は、第二受益者となる。譲受人は、譲渡人と同じく、当該信用状に対して、同様の権利と義務を取得するのが通例である。⁽⁴⁾

荷為替信用状の当事者は、上述の10の組織体（個人および法人等の組織）であるが、このうち、基本的な当事者は、(1)発行依頼人 (Applicant), (3)発行銀行 (Issuing Bank, Opening Bank), (4)通知銀行 (Advising Bank), (2)受益者 (Beneficiary), (6)手形買取銀行 (Negotiating Bank) であり、この順序で、信用状原本が送達され、荷為替手形が買取られる。その他の当事者は、必要に応じて、登場することとなる。

第2節 取消不能信用状 (Irrevocable Credit)

1933年、信用状統一規則制定時に、はじめて、信用状の形式として、取消不能信用状 (Irrevocable Credit) と取消可能信用状 (Revocable Credit) が明示された。

同規則の当該規定は、次のとおりである。

A 信用状の性質

第2条 信用状の形式は、次のいずれかの形式となすことを得

- a) 取消可能の信用状又は
- b) 取消不能の信用状

この第2条について、伊澤孝平教授は、次のように、述べておられる。

「本規則は、信用状の種類につき存する、多数の称呼を *révocable ou irrévocable* の二に、統一したものである。例へば、取消可能の信用状のことは、*crédit non confirmé, crédit révoeable, crédit simple* (non-confirmed credit or simple credit) 等と称せられるが、誤解を起し易いから、*crédit révocable* に統一したのである。(Spalding 9, 130)。かくの如く、称呼を統一するととも

に、その効力をも、第4条、第5条において、明瞭にし、もって、取消不能又は可能の信用状につき、存在した解釈の相違を、一掃せんとするものである。⁽⁵⁾」。

取消不能信用状の性質として、第5条に、次の規定をおいている。

第5条 取消不能の信用状は、受益者に対して、一定の信用を開設する旨の、銀行の確定的約定とす。この種の信用状は、利害関係人全員の同意を得るに非れば、之を受更又は取消すことを得ず。

1933年、信用状統一規則制定前においては、ドイツの信用状取引では、撤回不能信用状（Unwiderrufliche Akkrediteve）とは、依頼人（買主）が、発行銀行に与えた指図を、撤回することを、許さない信用状であり、依頼人と、発行銀行の間の、法律関係を基準としての呼称である。これに対し、確認信用状（Bestätigte Akkreditiv）とは、発行銀行が、受益者に対し、自ら確定的債務を負担する、信用状であり、発行銀行と、受益者の間の、法律関係を基準とした呼称である。そして、イギリスの、Confirmed credit、アメリカの Irrevocable credit も同様である。

理論上は、ドイツの撤回不能信用状と、確認信用状は、異なるが、実務上は、撤回不能信用状は、かならず、銀行によって、確認されることで、撤回不能信用状は、確認信用状となる。ベルリンの銀行組合において、採択された規則の第1条で、理論よりも実務を尊重し、撤回不能信用状は、確認信用状であるとし、信用状を、撤回不能と撤回可能の二種に分類している。パリおよび地方銀行組合の規則も、取消不能の信用状と確認信用状は、同じであるとしている。

このような、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスの取引実情を勘案し、信用状統一規則第5条は、取消不能信用状の、法律的性質を、明らかにする意図をもって、定められた。取消不能信用状は、受益者に対する、発行銀行の確定的約定である、ということは、旧来の学説のなかの、契約の申込説のような、確定的約定が生じ得ない法律構成を、排除するものと、いい得よう。

そして、この種の信用状は、利害関係人全員の、同意を得るに非れば、これを変更、又は、取消すことを得ずとしている。

現在の、取消不能信用状についての、一般的説明は、次のとおりである。「取消不能信用状は、信用状の関係当事者全員の同意がなければ、その条件変更、取消ができない信用状である。関係当事者全員とは、一般的には、発行依頼人、発行銀行、受益者、であり、その信用状に、確認が加えられている場合は、確認銀行も含まれる。そして信用状による給付を行うことについての、受益者に対する、発行銀行の確約である。」

このような信用状こそが、受益者（通常は、売主）にとって、安全性が高いと云い得る。

次に、この取消不能信用状を、その機能性という観点から、整理しておくこととする。

① 銀行信用状 (Banker's Credit or Bank Credit)

その信用状に基づいて、売主が振出す為替手形の名宛人 (Drawee) を銀行と定めている信用状である。名宛人とする銀行は、一般的には、発行銀行であるが、他の銀行を指定する場合もある。一流銀行が、手形の名宛人であることは、手形が不渡になる懸念はなく、売主にとって、極めて有益な信用状ということになる。

② 確認信用状 (Confirmed Chedit)

発行銀行の支払確約に加えて、確認銀行 (Confirming Bank) の支払確約が、なされている信用状である。売主である受益者にとっては、二重に支払確約を得たことになり、手形不渡の危惧は、完全に解消される。最近の事例では、1992年に、インドの外貨準備が、急減した時点で、各国のインド向輸出者が、インドの銀行が発行した信用状について、ロンドンの一流銀行の確認を求めたことが想起される。

③ 回転信用状 (Revolving Credit)

別名、循環信用状ともいう。

継続的な取引があり、かつ各月の積出額が均等な場合に、一定期間を区切り（例えば3か月）、月間積出額を信用状金額とし、1か月分の船積の決済終了時点で、翌月分の信用状金額が復活するという仕組みで、1か月分の信用状金額が、一定期間、回転する、あるいは循環するという信用状である。事務の合理化と、発行手数料の軽減という要請から考案された信用状が、この回転信用状である。毎月、金額が更新されるが、未使用残高を加算する方法（Cumulative）と、加算しない方法（Non-cumulative）がある。

④ 譲渡可能信用状（Transferable Credit）

譲渡可能信用状とは、支払いもしくは、引受けを行なうことを、求められている銀行、または買取りを行なう資格のある、どの銀行に対しても、他の者（第二の受益者）が、信用状の全部、または一部を、使用できるようにすることを、受益者（第一の受益者）が、要求する権利を有する信用状である。ただし、譲渡は一回限りであり、再譲渡は認められない。なお、信用状は、発行銀行によって、“transferable”と明示されなければならない。“divisible”“assignable”“transmissible”のような語は、使用してはならないこととされている。

買付代理人に、譲渡可能信用状を送付しておき、買付交渉を有利に進め、商談成立時に、必要金額分を譲渡するなどの場合には、有用な信用状である。

⑤ 前貸付き信用状（Packing Credit）

別名、Red Clause 付信用状ともいう。

この信用状は、受益者に、輸出商品の、集荷資金を供与するため、発行銀行が、買主の依頼により、信用状の特殊条件として、受益者に対し、前貸しする権限を、通知銀行に与えることを、明示したもので、この特殊条件は、赤色で印刷される。通常、この信用状は、買主の代理人、あるいは、密接な取引先を、受益者として、開設される。米や綿の買入れに、よく利用されている。

⑥ 手形買取銀行指定信用状 (Special Credit or Restricted Credit)

受益者振出しの、手形の買取りを、特定の銀行に限定している信用状である。この限定された銀行が、受益者の取引銀行でない場合などでは、為替相場などで、受益者に不利になることもあり得る。

なお、買取銀行を、限定しない信用状は、Genral credit,あるいは、Open Credit と呼ばれる。

⑦ Cash Credit

開設依頼人の要請で、発行銀行が、あらかじめ、決済資金を、受益者所在地にある通知銀行（発行銀行の本支店またはコルレス先）に、送金しておき、受益者が、信用状条件に一致した荷為替手形を、その通知銀行宛に振出し、呈示すれば、支払われることが、確約されている信用状である。資金的には、買主は、送金による決済と変りはないが、船積書類と引換えに支払うということが、重要な点で、船積不履行というリスクを、回避することができる。

⑧ Back to Back Chedit

わが国において用いられる、Back to Back Chedit の意味は、次のとおりである。

貿易協定や、支払協定のない国、あるいは、特定の国に対する輸出入を、個々の取引について均衡させるために、一方の国から開設された信用状の有効性を、他方の国からの信用状の開設にリンクさせている。換言すれば、信用状を接受した国で、見返りの信用状を開設したならば、接受した信用状が、有効になるという条件がはいっている信用状であり、その条件を、Back to Back Clause という。

この信用状の、本来の意味は、Local Credit である。第二次世界大戦後のアメリカでは、メーカーの力が強く、輸出業者に対し、前払いもしくは支払確保手段を要求した。輸出業者は、接受した信用状を裏づけ (Back-ed) として、取引銀行に、見返り信用状を開設して貰い、メーカーの要請

に応えた。これが、本来の意味の Back to Back Credit で、裏づけ信用状、あるいは、見返り信用状と呼ばれる。このような信用状取引を、Back to Back Commercial Credit Financing という。品不足で、メーカーの立場が強い場合によく使われる。

⑨ Escrow Credit

この信用状の目的は、二国間の、貿易収支の均衡を、はかることにある。「エスクロウ」とは、ある人が、銀行あるいは、信託会社に、ある物件を信託し、一定の条件が充たされたときに、その物件を、譲渡することを依頼する、信託行為をいう。ある条件が、充たされたときに、〇〇氏に支払うという依頼をして、銀行に勘定を設け、預金しておく。この勘定を、エスクロウ勘定という。

これを信用状取引に、導入したものである。わが国で、輸入信用状を発行するときに、その条件として、その信用状に基づく買取りは、わが国で行われ、代り金は、受益者名義で、買取銀行の預金勘定に入金し、これを、わが国からの、輸入取引を決済するときの資金とする旨の条件がついている信用状である。手形の買取銀行は、発行銀行に限定され、エスクロウ勘定も、発行銀行に開設される。

機能別に分類した、主要な信用状は、以上のとおりである。

第3節 取消可能信用状 (Revocable Credit)

本稿第2節冒頭で述べたように、1933年信用状統一規則制定時に、信用状の形式として、取消可能信用状と取消不能信用状となし得るとされた。

取消可能信用状は、それまで、*crédit non confirmé*, *credit révocable*, *crédit simple* 等と数々の呼称があり、これを統一したものである。

そして、同規則は、その第4条において、取消可能信用状の性質を規定し

ている。

第4条 取消可能の信用状は、銀行、受益者間に、法律上の義務を、生ぜしめざるものとす。この結果、この種の信用状は、銀行において、受益者に対する通知義務さへも、負うことなくして、変更又は取消すことを得。この種の信用状が、取引先又は支店に対して、通達せられたるときは、その変更又は取消は、其処において、信用状の利用せらるべき、該取引先又は該支店が、変更又は取消の通知を、受領したる時より、その効力を生ず。

本条について、伊澤孝平教授は、次のように解説しておられる。

「取消可能の信用状については、之を取消し得べき極限時如何、又その取消には、受益者に対する、通知を必要とするや等に関して、問題がある。米国の The American Acceptance Council は、この問題の起こることを避けて、その定むる、信用状の基本形式中より、取消可能信用状を除外し、之に代うるに、之と実際効果において、変りなきところの Authority to Purchase を以てした。

本条は、右の問題に、正面より取り組んで、之を解決したのである。この種信用状は、何等の通知を為すことなく、変更又は、取消し得ることを原則とするが、しかし発行銀行が、その取引先又は自己の支店に、開設の旨を通達したるときは、之等の被通達者は、信用状の変更、又は取消されたる事実を知らずして、発行銀行に代り、信用状金額の支払を、為すことがあり得るから、これ等の者の利益を保護するため、ひいては、発行銀行の、依頼人に対して有する利益を保護するため本条末文を設けたのである。⁽⁶⁾

取消可能信用状は、種々の問題を孕んでいることが、この解説からも、窺われる。アメリカの The American Acceptance Council が、信用状の基準形式から、取消可能信用状を削除したことは、合理性を重んずる観点から、高く評価されるものと思料する。しかしながら、信用状統一規則は、取消可

能信用状を、信用状の一種として認め、条文末尾に、問題解決条項をおくことによって、事態收拾をはかったものと考えられる。

次に、信用状統一規則制定前の、混純たる時期における、取消可能信用状関連事項について、紹介したい。

横濱正金銀行の、1922年（大正11年）営業概況のなかで、一般業務事項6、撤回可能信用状取消しの要件という記述がある。要旨次のとおり。

「撤回可能信用状が、取消された場合について、神戸支店から、ロンドン支店に対し、イギリスにおける、習慣・判例などを問合わせたと、この種信用状は、『発行銀行としては、いつでもこれを取消することができ。けれども、受益者が實際上、取消の通知を、受取る以前に、該信用状によって、手形が振出されている場合には、該手形を引受けなければならぬ。したがって、この種信用状の取消は、受益者の承認によって有効となる』、ということであった。」⁽⁷⁾

1922年時点では、取消可能もしくは、撤回可能信用状の取消は、受益者の承認を必要とするというのが、ロンドン慣行であったと考えられる。ところが、1933年の、信用状統一規則では、一步後退し、銀行の手形買取以後は、取消せない。買取以前の段階なら取消可能として、受益者にとって不利な方向を辿ったこととなっている。

次も同じく横濱正金銀行の業務事例である。1925年（大正14年）一般業務事項6、外銀 L/C 取次上の要点として、記述されている。

「さきに1919年（大正8年）Barclays Bank, London の依頼により、正金（横濱正金銀行、以下同じ）ロンドン支店の取次にかかる、信用状に対して、International Banking Corporation 天津支店が買取った、手形5通5,000ポンドの、不渡事件があり、これに関し、買取銀行から、パークレー・バンクおよび正金を相手取って、損害賠償請求の訴訟が提起され、前年12月の判決で、一旦被告側の勝訴に帰した。ところが、原告は当年に入り、正金に対してのみ、控訴を提起した結果、先の第一審

判決が覆えられて、正金敗訴の判決が下された。

最初、該信用状を、横浜本店から、書信で奉天支店に移す (transfer) に当たり、最も重要な“Revocable”(取消可能)の一字を脱漏し、また、奉天支店は、発行銀行の承認を得ずに、これをウラジオストク支店に移し、さらに奉天支店は、受益者の依頼により、天津に移したが、この際も、発行銀行には無断であったなど、本件に関する、正金取扱上のミスは、到底、覆うべくもなかった。

なお、本件に関する、ロンドン支店の申出もあり、向後、他銀行信用状については、下掲諸点に注意するよう、2月、頭取席から、内外各店に対して通牒した。

- (1) 他行信用状を、電信で取次ぐ場合には、取次銀行は、予め電信文案につき、発行銀行の承認を求めることを、ロンドン支店では実行中であり、したがって、各店においても、原文のままを名宛人に通知すること。
- (2) 名宛人の依頼により、該信用状を、他支店または他銀行に、transfer する場合には、必ず、予め発行銀行の承認を求めること。
- (3) 従来、“revocable credit”の場合においても、“limited clause”(買取銀行制限文言)のない場合は、いずれの銀行においても、買取り得るとの解釈があったけれども、上掲判決により、“revocable credit”は“local domicile”(使用地限定)かつ“limited credit”であると決定されたについては、この種信用状の呈示を受けたときは、十分注意すること。
- (4) 他銀行経由の電信で、開設された信用状により、手形を買取る場合には、次の点を、特に注意すること。

ロンドンにおいては、電信で開設した信用状に対し、第三者たる他の銀行が、手形を買取った場合において、発行銀行は、その引受をなすに際し、買取銀行が間違いなく信用状に“mark off”(使用金額の書

込) したことについての、保証状を徴する慣例あり、については、このような場合は、買取店において、予め受益者から、念証を徴しておき、該電信通知書に、買取金額の裏書をなすのみならず、後日、実際の信用状が到着した際に、必ず該信用状を提出させて、買取金額の裏書すること。⁽⁸⁾」

この事例は、数々の問題事項を含んでいるが、“Revoeable Credit”の性質について、裁判所の判断が示されているものである。

いままでみてきたように、撤回可能とか、取消可能とか、確認がないとか、単純なとか、種々の名称が用いられていたが、1933年の信用状統一規則により、取消可能信用状 (Revocable Credit) に統一されたこと、既述のとおりである。

現在の、取消可能信用状についての、一般的説明は次のとおりである。

「取消可能信用状は、同信用状が、変更または取消の権利が、発行銀行により留保されている旨の、受益者に対する通告を含んでいるので、そのように称せられている。この種の信用状に依存して行動する者は、同人が売主自身であれ、その信用状にもとづき、振出された為替手形の買取人であろうとも、信用状がいつ何時にも、撤回されるかもしれないという通告を受けているのである。この理由で、取消可能信用状は、取消不能信用状より、はるかに一般的ではない。このような信用状にもとづき振出された、為替手形の買取人は、同信用状が規定している、すべての条件についての通告を受けているとみなされることになっている。この種の信用状の商業的価値は、信用状がこの形式をとる場合には、それを発行した銀行は、同行が欲するとき、それを取消することが自由であり、そして、受益者に対しても、また、他のどのような者に対しても、通告を与える法律的義務を負っていないという決定により、かなりそこなわれている。それゆえ、この信用状を信用して、物品を船積した輸出業者は、その後、信用状が、同人の知らぬ間に、取消されてしまっているという事実により、自分が、窮地にいることに、気付くで

あろう。⁽⁹⁾」

商業的価値が、かなりそこなわれているとされる取消可能信用状であるが、いま、なお、一部の国で発行されている。ギリシャ、トルコ発行の信用状に散見される由であるが、使用理由としては、次のように考えられる。

(1)発行依頼人（輸入業者）の信用状態悪化に対処する。

(2)外貨準備の急減に対処する。

取消可能信用状は、発行銀行にとっては、極めて都合が良い信用状であり、反面、受益者（通常は輸出業者）の立場としては、果してこれを、信用状と呼ぶのが適切なのかという疑問も抱かざるを得ない、不安極まりない書状であるということになろう。

第4節 信用状統一規則での信用状の形式に関する規定推移

本節においては、信用状の種類についての、信用状統一規則の規定を、創設時から辿ってみることとする。

1933年規則

伊澤孝平教授の商業信用状論付録1 信用状統一規則より引用する。

第2条 信用状は、次のいずれかの形式となすことを得。

- a) 取消可能の信用状または
- b) 取消不能の信用状

第3条 特に取消不能と明示せられざる限り、総ての信用状は、取消可能のものとする。有効期間の指定あるときと雖も亦同じ。

1951年規則

1933年規則と同じく、伊澤孝平教授の商業信用状論より、引用する。

第2条 商業荷為替信用状は、次のいずれかにすることができる。

- (a) 取消可能信用状 又は

(b) 取消不能信用状

第3条 すべての信用状は、取消不能と明示されていない限り、たとえ、有効期間が特定されていても、取消可能とみなされる。

1951年規則は、1933年規則のそれと同趣旨であり、何らの改訂も加えられていない。伊澤教授は、1933年規則第3条について、取消可能の信用状は、信用状の機能を、十分に果すことの出来ぬものであるから、信用状制度本来の立前から云えば、明示による反対の意思の現はれざる限り、取消不能と為すを可とするが、本規則制定当時の、国際金融状態の不安動揺に鑑み、依頼者、発行銀行の利益を慮って、本條の如き規定を設けたものと思われる⁽¹⁰⁾と述べておられ、信用状制度本来の趣旨からは、明示なき場合、取消不能と為すを可とするのお立場であった。しかしながら、1951年規則では、この主張は容れられず、不変とされた。伊澤教授のご主張が容れられるまで、実に60年の歳月を要することとなる。

1962年規則

ARTICLE 1

I Credits may be either

i) revocable, or

ii) irrevocable.

II All credits, therefore, should clearly indicate whether they are revocable or irrevocable.

III In the absense of such indication the credit shall be deemed to be rebocable, even though an expiry date is stipulated.

第1条

1項 信用状はつぎのどちらであってもよい。

i) 取消可能信用状, または

ii) 取消不能信用状

2項 したがって, すべての信用状には, 取消可能または, 取消不能のどちらかであるかが, 明示されなければならない。

3項 このような明示のない場合は, たとえ有効期限が定められていても, 取消可能のものとみなされる。

この1962年規則においては, 1933年規則, 1951年規則の, 第2条, 第3条という条文配例を変更し, 第1条1項, 2項, 3項としている。しかしながら, 条文の内容は, そのまま踏襲されている。

1933年規則制定時に, 本規則を採択しなかったイギリスは, 1962年規則に至り, これを採択するに至った。この時点で, 信用状統一規則は, ようやく, 世界的ルール⁽¹⁾の地位を, 確保したと云い得る。当初, イギリスが採択しなかった理由は, ロンドン慣行を無視しているという点にあった。1962年規則の討議面において, この第1条に関しても, イギリスはロンドン慣行を全面に押立て, 次の主張を行なっている。

第1条第2項のイギリスの改訂原案

“All credits, therefore, must clearly state whether they are revocable or irrevocable”と「明示しなければならない」という強行規定となっていた。さらに, 1951年規則第3条の“All credits, unless clearly stipulated as irrevocable, are considered rebocable even though an expiry date is specified”という救済規定を省いていた。この改訂原案の狙いは, 当時のロンドン慣行を, そのままルール化しようとしたもの⁽¹¹⁾のようである。

Wheble 氏によれば, 英国の銀行の, 海外向けに発行する信用状には, それが, 取消可能であるか, 取消不能であるかを, 必ず示してきたし, 今後も, そのように示すことを, 続けていくであろう。海外から接受した信用状に関しては, 取消可能または, 取消不能であるかを, 示していない信用状につい

ては、海外の発行銀行より、必要な知らせを、入手するまでは、英国の銀行は、受益者にこれを通知することを、拒んできた、ということである。⁽¹²⁾

この、イギリスの改訂原案に対し、スエーデンより、かなり強硬な反対があり、日本国内委員会でも、すべての信用状に、この区別が、明示されるとは限らず、新興国の、不慣れの銀行にこのおそれがあることから、1951年規則第3条のような、救済規定が必要であるとの意見を提出した。アメリカも同一意見となり、ここに、イギリスの原案は、採用されないこととなった。そこで、原案の、“must indicate”が“should indicate”に改訂され、絶対的義務から、道義的義務の表現へと一步後退している。邦訳では、「明示されなければならない」となり、絶対的義務と、受取られかねないが、道義的義務の表現と解すべきであろう。

1974年規則

ARTICLE 2

(a) Credits may be either

- i) revocable, or
- ii) irrevocable.

(b) All credits, therefore, should clearly indicate whether they are revocable or irrevocable.

(c) In the absence of such indication the credit shall be deemed to be revocable.

第1条

(a) 信用状は、つぎのどちらであってもよい。

- i) 取消可能信用状、または
- ii) 取消不能信用状。

(b) したがって、すべての信用状には、取消可能または、取消不能のど

ちらであるかが、明示されなければならない。

- (c) このような明示のない場合は、その信用状は、取消可能のものとみなされる。

この1974年規則は、1962年規則が、第1条第1項第三項という配列であったのに対し、第1条(a)項～(c)項と改められている。

内容は、旧第1項がそのまま新(a)項、旧第2項がそのまま新(b)項となっている。旧第三項が新(c)項となっているが、この(c)項の内容は、若干変化している。変更された内容は、旧第3項の末尾の“even though an expiry date is stipulated.”(たとえ、有効期限が、明示されていても)の語が削除されたことである。

1962年規則までは、たとえ有効期限が明示されていても、明示を欠く場合は、取消可能とみなすという定めであったが、この趣旨は、それまで、取消不能信用状には、有効期限が絶対に必要であるという規定(1962年規則第35条)があったため、明示がなくても、有効期限が示されておれば、取消不能とみなされると、解釈されるおそれがあり、このため、有効期限が示されていても、取消不能・可能の明示がなければ、取消可能であることを示す必要があった。1974年規則では、その第37条で、取消可能信用状でも、有効期限の表示が絶対条件となったことから、旧第3項の但書を前除したものである。

1983年規則

ARTICLE 7

- a. Credits may be either
 - i revocable, or
 - ii irrevocable.
- b. All credits, therefore, should clearly indicate whether they are revocable or irrevocable.

c. In the absence of such indication the credit shall be deemed to be revocable.

第7条

- a. 信用状は、つぎのいずれでもよい。
 - i 取消可能信用状、または
 - ii 取消不能信用状。
- b. したがって、すべての信用状には、それが、取消可能または、取消不能のいずれであるかが、明示されるべきである。
- c. そのような明示のない場合は、その信用状は、取消可能なものとみなされる。

1974年規則第1条が、1983年規則では、第7条に位置を移しているが、内容はまったく同一で、英原文には変更箇所はない。邦訳では、若干、変化しているが、云いまわしのたぐいで、意味は同じである。

この1983年規則検討時に、取消不能・取消可能の明示のない信用状は、取消不能にすべきであるとの意見が、数か国から出されたが、結局、容れられるところとならなかった由である。

1933年信用状統一規則制定以来、1983年規則に至るまで、取消不能か取消可能かの明示のない信用状については、取消可能とみなすという考え方で、貫かれてきたわけである。第5次改訂の、1993年規則で大転換が行われることとなる。

第5節 新信用状統一規則での信用状の形式に関する改訂事項

ここにいう、新信用状統一規則が、1993年信用状統一規則である。信用状の形式に関する条項は、次のように定められている。

1993年規則

Article 6

Revocable v. Irrevocable Credits

- a. A Credit may be either
 - i. revocable,
 - or
 - ii. irrevocable.
- b. The credit, therefore, should clearly indicate whether it is revocable or irrevocable.
- c. In the absence of such indication the Credit shall be deemed to be irrevocable.

第6条

取消可能信用状と取消不能信用状

- a. 信用状は、つぎのいずれでもよい。
 - i. 取消可能信用状、または
 - ii. 取消不能信用状。
- b. したがって、すべての信用状には、それが、取消可能または、取消不能のいずれであるかが、明示されるべきである。
- c. そのような明示のない場合は、その信用状は、取消不能のものとみなされる。

アンダーラインの部分が、今回の改訂部分である。

まず、旧規則（1983年規則）の第7条が、新規則では、第6条となっている。

次に、第6条の直下に Revocable v. Irrevocable Credits と一行挿入されている。取消可能信用状と取消不能信用状について、この第6条は、規定していることを、強調するための措置と思料する。

三番目の改訂箇所が、c 項末尾の節分で、旧規則の“revocable”が、新規則では、“irrevocable”と、改訂された。

僅か、一語の改訂であるが、従来の考え方を、180度転換したと云っても過言ではない程の、舵取りの変換が行なわれたと云い得よう。

この c 項は、取消可能、取消不能の明示のない信用状は、取消可能の信用状とみなされるという規定のまま、1933年規則以来、60年間の長きにわたって、貫かれてきた条項である。

取消可能信用状は、信用状の商業的価値を損うものである。あるいは、受益者の立場としては、いつ取消されるかもわからないという不安感から、これを信用状と呼ぶのが適切なのかという声があがっても、おかしくない書状であるなどの問題を内包した存在である。

信用状統一規制は、取消可能か取消不能かの明示のないものは、取消可能とみなすとしてきた方針をあらため、1993年規則では、取消不能とみなす決断を下したわけで、これは、スムーズな商業取引を行なうにあたって、極めて、歓迎すべき措置であると考ええる。

思うに、国際商業会議所において、各国から寄せられた意見および、各国での裁判例に鑑み、今回の措置に踏切ったものであろう。

1993年規則を採択する国、および地域に存在する銀行は、信用状の発行にあたり、取消不能、取消可能の別を、明示することに、一層努力することとなるが、さらに、従来、取消可能と明示することを、はばかりながら、信用状統一規則では、明示なき場合は、取消可能とみなすという条項があるということで、故意に明示しないで、安易に実質取消可能信用状を発行していた銀行は、今回の改訂で、取消可能を明示することを、強制されることとなる。したがって、取消可能信用状の発行件数は、徐々に減少し、ゆくゆくは、消滅する運命にあるものと考えられる。

ただ、ないよりはましとの考え方もあり得るので、早急に消滅するとは思われない。

信用状の、商業的価値という観点からは、取消不能信用状に、一本化するのが、理想である。今回の改訂は、この理想に、一步近づいたものと、判断することができよう。

おわりに

1993年信用状統一規則のうち、信用状の形式に関する条項の、改訂点について、考察してきた。

もう一度、原点に戻り、信用状とは何かについてふれておきたい。

信用状とは、顧客の依頼で行動する銀行が、信用状条件が、満たされていることを、条件として、受益者に支払いを行うこと、または、受益者が振出した、為替手形を、自ら引受け、支払うこと、または、そのことを、他の銀行に、授權する取り決め、もしくは、証書のことである。(信用状統一規則2条)⁽¹³⁾

信用状統一規則第2条の全文紹介は、本稿の目的ではないことから、省略するが、要点は、上述のとおりで、信用状とは何かについて、適確に表現されている。

この文言から読みとれることは、信用状として正当に機能し得るものは、取消不能信用状にはかならないということである。発行銀行の一存で、いつでも取消し得る書状は、単なる書状であって、信用状とはみなし難いということである。

したがって、信用状統一規則の、次回改訂時には、(おそらく、21世紀はじめであろうが)信用状の形式は、取消不能でなければならないという、強行規定に改めていただきたいと、希望するものである。

なるほど、取消可能信用状は、発行銀行にとっては、不測の事態に即応し得る、有力な手段であり、また、外貨不足の国々にあっては、保有外貨急減時に、信用状の取消で、対応できるという利便性もあり、また、商業信用状

登場以来の長い歴史もあって、今日なお、存在しつづけているものであることは、論を俟たないところである。

信用状統一規則出現以来でも、60年に亘って、命脈を保っている存在で、一挙に廃止することは、至難の技であるが、先進国、発展途上国を問わず、すべての銀行が、信用状取引に習熟した行員を擁する状況になれば、取消可能信用状は、徐々に消滅し、信用状は、すべて取消不能であるという状況になるものと思われる。

今回の、信用状統一規則第6条の登場は、この方向に向って、一步踏出したものと理解したい。

以上

〔注〕

- (1) 東京銀行編『新版・貿易と信用状』実業之日本社、1987年、20頁
- (2) 浜谷源蔵『最新・貿易実務〔増補版〕』同文館、1990年、504頁
- (3) 東京銀行編『外国為替読本・第2版』東洋経済新報社、1985年、132頁
- (4) 東京銀行編、前掲書(3)、136～139頁
- (5) 伊澤孝平『商業信用状論』有斐閣、1953年、745頁
- (6) 伊澤前掲書 747頁
- (7) 東京銀行『横濱正金銀行全史・第二巻』東洋経済新報社、1981年、391頁。
- (8) 東京銀行『横濱正金銀行全史・第三巻』東洋経済新報社、1981年、116頁、117頁
- (9) H. G. Gutteridge, Maurice Megrah "THE LAW OF BANKERS' COMMERCIAL CREDITS" Sixth Edition EUROPA PUBLICATIONS LIMITED, London 1979, P. 16
- (10) 伊澤前掲書 746頁
- (11) 小峯 登『1974年信用状統一規則(上)』外国為替貿易研究会、1980年、143頁。
- (12) Wheble, "U. C. P. 1962 Comment," Ext J. I. B. Feb, 1963, P. 6
- (13) 大塚朝夫・福田 靖・横山研治『体系貿易商務論』成美堂、1993年、118頁。